

## パートナーシップ制度の実施に向けて条例改正案を上程します

市では、パートナーシップ制度の実施に向けて「男女平等の推進に関する条例（平成29年4月1日施行）の一部を改正する条例案」を提出します。

### パートナーシップ制度は…

性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が、安心して暮らし続けられることを目的とした制度です。

#### ■これまでの経緯

本市では、第六期長期計画や第四次男女平等推進計画でパートナーシップ制度の導入を検討することを明記したほか、令和元年10月29日には、「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言 レインボームサシノシ宣言」を行うなど、多様性を認め合う支え合いのまちづくりに取り組んできました。

令和2年度には、武蔵野市男女平等推進審議会にパートナーシップ制度の導入について諮問をし、性別等（多様な性の在り方を含む）に起因する差別は重要な課題であることや、一人ひとりの命と人権が守られることが重要であること、パートナーシップ制度は男女平等の推進に関する条例を改正して位置付けるべきこと等の答申をいただきました。

#### ■届出について

パートナーシップ届を市長が受理し、受理したことを証する書面（受理証）を交付します。また携帯に便利なカード形式の受理証も希望に応じて交付する予定です。届出は、同性同士、異性同士に関わらず行えます。男女平等推進センターに事前に連絡のうえ、男女平等推進センター、市役所市民課窓口、市政センター窓口で届出ができます。

#### ■市、市民、事業者等の責務や禁止事項について

**市**：パートナーシップ制度に最大限配慮し、その目的を達成するために必要な措置を講じるよう努める

**市民**：パートナーシップ制度の目的を尊重するよう努める

**事業者等**：その活動においてパートナーシップ制度に最大限配慮し、その目的を達成するために必要な措置を講ずるよう努める

**禁止事項**：性自認又は性的指向に関する公表を強制したり禁止したりしてはならない  
本人の意思に反して性自認又は性的指向を第三者に公表してはならない

#### ■制度開始

令和4年4月1日（予定）

#### ■問い合わせ

市民部市民活動推進課（男女平等推進センター） 0422-37-3410